



徳島県

地震防災対策

行動計画

-南海地震発生時の死者ゼロを目指して-

平成20年度改訂版



徳 島 県

はじめに

南海地震は、過去歴史的に100年から150年の周期をもって繰り返し発生し、本県に大きな被害をもたらしており、前回、昭和21年の地震では、県内で202人の死者・行方不明者をはじめとする甚大な被害が発生しています。

政府の地震調査研究推進本部では、昨年1月に、南海地震の長期的な発生確率を、今後30年以内に40%から50%に引き上げる予測がなされており、近い将来において南海地震は必ず発生すると考えなければなりません。

また、平成16年度に県が実施した地震動被害想定調査では、死者数は最大で約4,300人、建物全壊棟数は約49,700棟に及ぶ甚大な被害の発生が予想されています。

このため、県政の推進方策として策定しております「オンリーワン徳島行動計画」におきましても、その基本目標の一つである「安全・安心とくしま」の実現の重点施策に南海地震対策を位置づけ、積極的に対策を図ってきたところですが、地震発生時の切迫性が高まる中、更に「地震に強いとくしま」の実現を目指し、このたび、県が取り組むべき施策を計画的かつ効果的に推進することを目的に「徳島県地震防災対策行動計画」を策定いたしました。

当計画では、最重要課題である県民の皆様の生命を守るために「南海地震発生時の死者ゼロを目指す」ことを理念とし、5つの重点項目と26の分野別施策を着実かつ迅速に展開していくこととしております。

また、計画期間を10年としています。特に、前期5年間においては、「揺れと津波による死者ゼロを目指す」こととしています。

当計画の理念である「死者ゼロ」を実現するためには、県民の皆様や事業者の方々、市町村、県などがそれぞれの役割に応じて主体的に防災対策に取り組むことが不可欠であり、「自助」、「共助」、「公助」それぞれの取り組みが相互に連携し、一体となって行われてはじめてその達成が可能になると考えております。

どうか当計画に基づき、南海地震対策をより一層着実に推進していくことができますよう、日頃からの備えとともに、皆様のご支援とご協力を心からお願い申し上げます。

平成18年3月

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

○「徳島県地震防災対策行動計画」の改善見直しについて

平成18年3月の計画策定後、前期期間の半分(計画全体の1/4)が経過したことから、平成20年10月に、今後、この計画をより実効性のあるものとするため、必要な改善見直しを行いました。

今回の改善見直しでは、

- ①新潟中越沖地震や中国四川大地震等、最近の災害事例の教訓
- ②オンリーワン徳島行動計画(第二幕)や各部局の実施計画等に盛り込んだ課題
- ③その他、各部局で新たに取り組む課題

等の視点から検討し、新たな取り組みの追加や継続事業の見直しを行いました。

(新規 10項目、追加・修正 33項目、合計 43項目)

なお、改善見直しの該当項目は、「第4 計画で推進する重点項目」の中で、下線表示しています。

目 次

第1 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	1
2 南海地震について	1
3 計画の位置づけ	2
第2 計画の理念	3
1 計画の理念	3
2 理念実現のために	3
第3 計画期間と減災目標	4
1 計画期間	4
2 減災目標	4
第4 計画で推進する重点項目	5
重点項目1 県民防災力の強化	6
重点項目2 住宅・建築物等の耐震化と土砂災害対策	14
重点項目3 津波対策の推進	22
重点項目4 被災者の迅速な救助・救命対策	28
重点項目5 被災者の生活支援対策	37
第5 推進体制	45
用語解説	46

凡例:1 《取り組み期間》の前期は平成18年度から22年度までを、後期は平成23年度から27年度までを示しています。

2 【取り組み】に目標年度を示していないものは、《取り組み期間》(→表記)中、継続して実施することを示しています。

第1 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

今世紀前半にも発生することが危惧されている南海地震は、今後30年以内の発生確率が50パーセント程度と予想されています。県が実施した地震動被害想定調査では、南海地震が発生した場合、揺れや津波により甚大な被害が発生すると想定されています。

この行動計画は、切迫性が高まる南海地震の発生に備え、地震防災対策を計画的かつ効果的に取り組むことにより被害を最小限に抑え、「地震に強いとくしま」を実現するため策定するものです。

2 南海地震について

(1) 南海地震

南海地震とは、足摺岬(高知県)沖から潮岬(和歌山県)沖付近の南海トラフ沿いの地域を震源として発生する地震です。

政府の地震調査委員会は、次の南海地震の規模は、マグニチュード8.4前後となる可能性が高いと発表しています。

(2) 過去の南海地震

南海地震は、歴史的に見て概ね100年から150年の間隔で発生しています。

前回の南海地震は、昭和21年(1946年)に発生し、県内では202人の死者・行方不明者を出しましたが、地震の規模は、過去の南海地震に比べ小さかったと考えられています。

また、過去、南海地震と東南海地震(潮岬沖から浜名湖(静岡県)沖付近の南海トラフ沿いの地域を震源として発生する地震)は、それぞれが同時または数時間から数年間の時間差で発生しています。

(3) 次の南海地震の特徴と予想される被害

県では、次の南海地震が発生した場合の被害を想定するため、平成16年度に「徳島県地震動被害想定調査」を実施しています。

ア 強い揺れ

徳島県内では、震源に近い地域や地盤が軟弱な地域で震度6弱から震度6強、その他の地域でも震度5強という強い揺れが予想されています。また、強い揺れは約2分から3分ほど続き、弱い揺れを含めれば5分ほど続くことも予想されています。

イ 高い津波

地震の発生から津波の第一波が到達するまでの時間は、海部郡沿岸部では10分以内、小松島市や徳島市沿岸では約40分以内に到達し、その後も繰り返し襲ってきます。その最大津波高は、海部郡沿岸では約9メートル、小松島市や徳島市沿岸では約4メートルと予想されています。

ウ 想定される被害

南海地震と東南海地震が同時発生した場合、最大で、

・死者	約4,300人	〔揺れによる 津波による	約2,600人
			約1,700人
・負傷者	約12,400人		
・建物全壊棟数	約49,700棟		
・甚大な経済的被害			

が発生すると想定されています。

3 計画の位置づけ

- (1) オンリーワン徳島行動計画(第二幕)に掲げる「とくしまー0(ゼロ)作戦」をより積極的に展開するための施策の推進方向を示すものです。
- (2) 徳島県地域防災計画(震災対策編)に基づき、県が取り組むべき施策を計画的かつ効果的に推進するものです。

第2 計画の理念

1 計画の理念

南海地震は歴史的にも繰り返し発生し、本県でも甚大な被害が想定されています。

このため、国内外の地震災害を教訓に、県民の生命を守ることを第一に次の理念を掲げ、最重要かつ喫緊の課題として地震対策を推進します。

計画の理念は、「南海地震発生時の死者ゼロを目指す」とします。

2 理念実現のために

(1) 事前対策、応急対策、復旧復興の各段階における各種の施策を強力に展開することにより「死者ゼロ」を目指します。

- ・地震の揺れ、津波による死者ゼロを目指す(死者を出さない)
- ・迅速な応急活動による死者ゼロを目指す(被災者の救助・救命)
- ・避難生活等における死者ゼロを目指す(被災者の救護・ケア)

(2) 理念実現のためには、県民一人ひとりの防災意識に根差した自助、地域コミュニティ等における共助、行政の役割としての公助が相互に連携(協働)し、一体となった取り組みが重要です。

このため、自助、共助、公助のそれぞれの役割を明確にします。

第3 計画期間と減災目標

南海地震対策は緊急に取り組むべき課題であり、その被害を軽減するためには計画的かつ効果的に対策を講じなければなりません。

このため、被害想定をもとに、計画期間と減災目標を定め、この計画を推進していきます。

1 計画期間

平成18年度から平成27年度までの10年間を計画期間とし、事前対策、応急対策、復旧復興の各段階における「南海地震発生時の死者ゼロ」を目指します。

2 減災目標

(1) 前期期間

平成18年度から平成22年度までの前期5年間では、各段階における「死者ゼロ」を目指しますが、その中でも特に、揺れと津波による「死者ゼロ」を目指します。

そのため、最優先の課題として、県民防災力の強化、住宅・建築物の耐震化、津波対策の推進などに重点的に取り組みます。

(2) 後期期間

平成23年度から平成27年度までの後期5年間では、前期における成果を踏まえ、課題や問題点の点検や見直しを行うとともに、引き続き、県民防災力の強化や公共土木施設等の地震災害予防対策など、より安全・安心の確保に向けた取り組みを推進します。

第4 計画で推進する重点項目

地震による揺れや津波被害から県民の生命や財産を守るため、次の5つを重点項目として、着実に被害を軽減するため、高い効果が見込まれる取り組みを26の分野別施策として推進します。

5つの重点項目と26の分野別施策

重点項目	分野別施策	頁
1 県民防災力の強化	1 県民防災意識の啓発	6
	2 学校における防災教育の推進	8
	3 自主防災組織の充実強化	9
	4 災害ボランティア活動の促進	10
	5 企業防災の促進	11
	6 災害時要援護者の支援体制の強化	13
2 住宅・建築物等の耐震化と土砂災害対策	1 木造住宅等の耐震化の促進	14
	2 公共建築物等の耐震化の促進	16
	3 災害に強いまちづくりの促進	18
	4 公共土木施設等の地震災害予防対策の促進	19
	5 土砂災害対策の促進	21
3 津波対策の推進	1 津波避難意識の向上	22
	2 津波避難訓練の充実・強化	23
	3 津波避難困難地域の解消	24
	4 津波情報等伝達体制の強化	25
	5 海岸保全施設の整備促進	26
4 被災者の迅速な救助・救命対策	1 行政の災害対応能力の強化	28
	2 防災情報・通信体制の強化	30
	3 広域的な連携強化	32
	4 救助・救急医療体制の充実	33
	5 緊急輸送体制の整備促進	35
5 被災者の生活支援対策	1 避難所運営体制の整備	37
	2 生活必需品等の確保・ライフライン対策の促進	38
	3 生活環境対策の促進	40
	4 住宅確保・生活再建対策の促進	42
	5 復興まちづくりの検討	44

重点項目1 県民防災力の強化

分野別施策1【県民防災意識の啓発】

大規模災害時において、自らの生命・身体・財産を守り、被害を最小限に抑えるためには、災害を県民一人ひとりが自らのリスクとしてとらえ、実際の行動に移すことが重要です。

このため、県民、自主防災組織、ボランティア、企業、医療・福祉機関、行政などの防災関係機関が連携協力し、県全体の防災力向上のため、防災意識の高揚を図り、具体的な防災行動の実践へとつなげていく県民運動を展開します。

また、県立防災センターの一層の利用促進を図り、災害に強い県民の育成を推進します。

【取り組み】

①とくしま地震防災県民会議の設置・運営

○県民、自主防災組織、企業、医療、福祉、行政関係者など地域防災を担う様々な主体が連携し、効果的な地震防災啓発活動等を行うため、県民会議を設置し、県民運動を展開する。

〈18年度に設置〉

○子どもから大人まで幅広い年齢層が参加して地震防災について学ぶ、「とくしま防災フェスタ」を開催し、防災意識の向上を目指す。

②「とくしま地震防災県民憲章」に基づく地震防災対策の推進

「とくしま地震防災県民憲章」に基づき、自助・共助・公助それぞれの役割に応じた地震防災対策を推進する。

③講演会等を活用した啓発活動の実施

講演会やシンポジウムを定期的で開催し、地震防災知識の普及啓発活動を実施する。

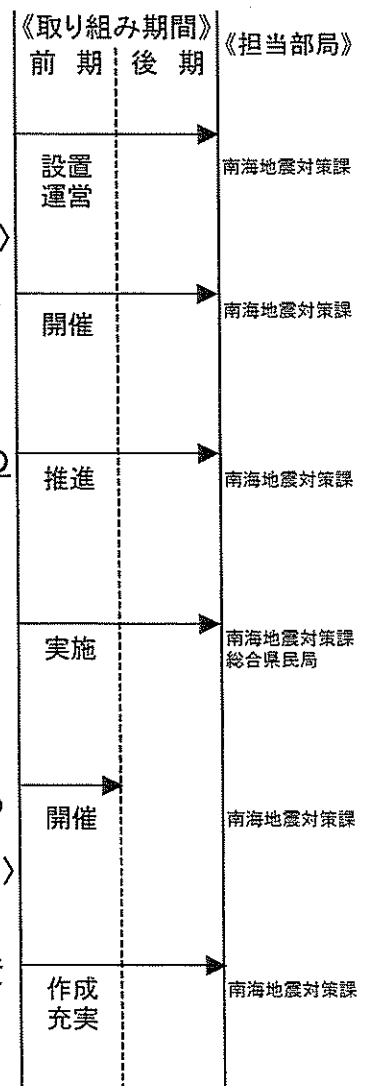
④寄り合い防災講座の開催

地域の隅々まで防災に関する知識の普及や防災意識を浸透させるため、町内会や自治会などで防災講座を開催する。

〈講座の開催200箇所／年〉

⑤啓発パンフレット等の作成・充実

県民の防災行動につながる親しみやすいパンフレットなどの啓発資料の作成や、ホームページ「南海地震情報コーナー」を充実する。



	《取り組み期間》		《担当部局》
	前期	後期	
<p>⑥防災センターにおける防災啓発の充実</p> <p>○防災センターでの災害の疑似体験や展示内容をより充実するとともに、施設を利用した企画展等を開催することにより、防災啓発を充実する。また、防災センターの利用促進を図るため、自主防災組織や防災関係団体等に会議室等施設の貸出しを行う。</p> <p>〈来館者数5万人程度／年〉</p>	→		南海地震対策課
<p>○民間事業者や防災関係団体等から防災用品等の展示内容を公募し、広く県民や自主防災組織等に紹介する。</p> <p>〈2回公募／年〉</p>	→		南海地震対策課
<p>⑦防災マップによる啓発活動の促進</p> <p>災害の危険性等を知らせる、市町村の防災マップの作成による、啓発事業を支援する。</p> <p>〈全市町村で作成〉</p>	→		南海地震対策課
<p>⑧地震防災県民意識調査の定期的実施</p> <p>県民の防災意識に関する現状を把握・分析し、今後の防災対策に反映するため、県民意識調査を定期的実施する。</p> <p>〈3年ごとに実施〉</p>	→		南海地震対策課

分野別施策2【学校における防災教育の推進】

災害発生時における児童・生徒の安全を確保するためには、児童・生徒、教職員等が防災についての正しい知識を身につけ、適切に対応することが重要です。
 このため、児童・生徒に対する防災教育を推進するとともに、学校における防災体制を充実します。

【取り組み】

①防災教育推進モデル校による防災教育の実践

地震に関する防災教育の推進モデル校をゾーン別(都市部、山間部、沿岸部)に指定し、児童・生徒の防災対応能力の向上を図るとともに、地域と連携した防災ボランティア活動の実践力を育成する。
 (21年度までに24校を指定)

②インターネットを活用した防災教育の推進

防災意識の高揚や充実した学習指導のため、防災教育ホームページを作成し、インターネットを活用した防災教育を推進する。

③県立防災センターによる防災教育に対する支援

県立防災センターの機能等を活用し、防災教育を実践する教員からの相談に応じる窓口の設置や啓発資料の作成・提供、学校への講師派遣など、学校における防災教育を支援する。

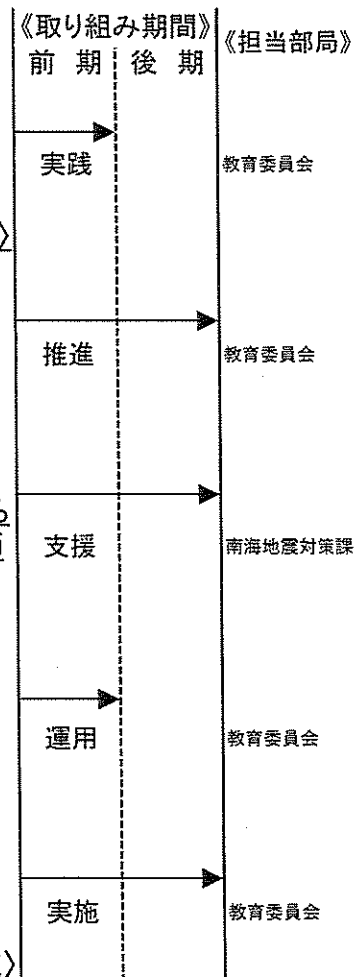
④学校防災管理マニュアルの改定・運用

学校の防災体制等を充実するため、災害発生時の対応方法などを盛り込んだ学校防災管理マニュアルを改定・運用する。

⑤教職員の防災研修の実施

学校において防災教育の推進を図るため、防災に関する研修等を実施する。

(毎年全学校で実施)



分野別施策3【自主防災組織の充実強化】

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感に基づいて、地域住民が自主的に結成する組織であり、地域防災力を高めるためには、自主防災組織の結成促進と充実強化が必要です。

このため、市町村と連携し、自主防災組織の結成と、防災訓練などの活動の活性化を支援します。

【取り組み】

	《取り組み期間》		《担当部局》
	前期	後期	
①自主防災組織の結成及び訓練等活動の促進 市町村が行う自主防災組織の結成や活動の活性化を図る事業を支援する。 〈自主防災組織率100%〉	→		南海地震対策課
②自主防災組織活動マニュアルの作成 自主防災組織の平常時及び災害発生時の活動の参考となるマニュアルを作成する。 〈18年度に作成〉	→		南海地震対策課
③自主防災組織のネットワークの構築 自主防災組織相互間の連携・交流により活動の活性化を図るため、ネットワークを構築する。 〈19年度に県連合会を結成〉	→		南海地震対策課
④防災に関する人材の養成の促進 ○自主防災組織の組織化・活性化を図るなど地域の防災力を向上させるための地域防災推進員を養成する。 〈養成50人／年〉	→		南海地震対策課
○自主防災組織の機能を高めるため、自主防災組織のリーダーを対象に実践的な研修を実施する。	→		南海地震対策課
○市町村が行う防災に関する人材養成の促進を支援する。	→		南海地震対策課
<u>○県職員等からの有志を募り、それぞれの者が居住する地域において、自主防災組織の結成促進や活動の活性化等、地域防災力の強化について地域に働きかける「南海地震対策推進パートナー」を育成する。</u> 〈300人育成〉	→		南海地震対策課

分野別施策4【災害ボランティア活動の促進】

大規模な地震が発生した場合、防災関係機関だけでは十分な対応が望めないことが多く、被災者支援など多くの場面で、災害ボランティアによる活動が重要です。
 このため、災害ボランティアの受け入れ体制の整備や、災害ボランティアコーディネーターの養成に取り組み、ボランティアの力が効果的に発揮されるよう活動環境の整備を促進します。

【取り組み】

	《取り組み期間》		《担当部局》
	前期	後期	
①災害ボランティア活動に対する啓発活動の実施 県民の災害ボランティア活動に対する理解を深めるため、講座等を開催し、啓発活動を実施する。	実施		南海地震対策課 県民との協働課
②災害ボランティアコーディネーターの養成 災害ボランティア活動の中心的役割を担うボランティアコーディネーターを養成するための講座を開催する。 〈30人養成／年〉	養成		南海地震対策課 県民との協働課
③災害ボランティア受入れマニュアルの作成 災害発生時の受入れ体制や関係機関・団体等の役割分担を明確にするため、マニュアルを作成する。 〈18年度に作成〉	作成		南海地震対策課 県民との協働課 保健福祉政策課
④災害ボランティアネットワークの構築 関係機関・団体等による連絡会等を開催するなど、平常時から連携協力体制を構築する。	構築		南海地震対策課 県民との協働課 保健福祉政策課
⑤災害ボランティア関連の情報提供手段の整備 平常時や災害発生時において、災害ボランティア関連の情報を収集・発信するためのホームページ等を整備する。	整備		南海地震対策課

分野別施策5【企業防災の促進】

企業は、自らの被害を最小限に抑える取り組みを進めることはもとより、地域における応急・復旧作業などの「共助」の担い手としての役割も期待されています。
 このため、従業員の安全確保や二次災害の防止、事業継続計画(BCP)の策定等、企業における防災力強化のための取り組みを促進します。

【取り組み】

	《取り組み期間》		《担当部局》
	前期	後期	
①事業継続計画(BCP)の策定の促進 ○講習会の開催や、県ホームページ、広報活動による周知を行い、BCPの策定を促進する。 〈講習会の開催3回/年〉	促進	→	商工政策課
○中小企業における災害時の事業継続を目的とした「事業継続計画」(BCP)策定のための推進体制の充実と企業への導入を促進する。 〈「事業継続計画」(BCP)策定事業所 30事業所〉	促進	→	商工政策課
②企業の防災力向上のための啓発の実施 県営工業団地における企業連絡会等の開催等により、防災力を高めるための啓発を実施する。	実施	→	産業振興課
③各種商工団体を通じての防災情報の提供 各種商工団体における講習会等を通じて、企業に防災情報を提供する。	提供	→	商工政策課
④企業の地震対策への融資制度の周知 中小企業による地震対策に係る設備投資を促進するため創設した、長期・低利の地震防災対策資金について、利用促進に向けた周知を行う。 〈「地震防災対策資金」融資件数 20件〉	促進	→	地域経済課
⑤高圧ガス・火薬類災害予防のための自主保安体制の充実 各事業所における、地震災害時の対応計画等の策定を指導するとともに、対応計画の検証を行う。 〈全事業所を指導〉	充実	→	消防保安課
⑥企業の化学物質保有状況調査等の実施 企業における化学物質の保有状況等を調査し把握するとともに、災害時の対応計画の策定を指導する。	実施	→	環境管理課

⑦企業によるリスクコミュニケーションの推進

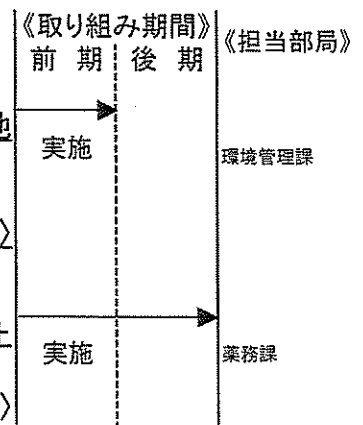
災害時の対処計画を策定した企業が、化学物質のリスクについて地域住民との相互理解や信頼関係を構築するために開催する懇談会等(リスクコミュニケーション)を支援する。

〈モデル的に1事業所以上/年〉

⑧毒物劇物適正管理の指導・啓発の実施

毒物劇物の取扱・保管管理について指導啓発を行い、2次災害防止を図る。

〈事業所の指導300件/年〉



分野別施策6【災害時要援護者の支援体制の強化】

災害が発生した場合には、高齢者、障害者、乳幼児などの災害時要援護者に対しては配慮や支援が必要です。

このため、平常時から防災知識の普及啓発を図り、地域住民等の協力を得ながら地域ぐるみで災害時要援護者を支援する取り組みや、社会福祉施設における防災訓練等を促進します。

【取り組み】

①災害時要援護者支援のための研修会の実施

県の「災害時要援護者支援対策マニュアル」や「障害者等防災マニュアル」により、市町村職員等に対する研修会を実施するなど、防災意識の向上を図る。

②災害時要援護者情報の収集・共有の促進

災害時に特別な支援を要する在宅要援護者を把握するため、市町村が、民生委員や自主防災組織等との連携により行う災害時要援護者情報の収集・共有を促進する。

③在宅要援護者の避難支援体制づくりの促進

災害発生時に在宅要援護者が迅速かつ適切に避難が行えるよう、関係機関相互の情報共有や避難情報の伝達、避難誘導などの支援体制づくりを促進する。

特に、障害者等については、障害に応じた適切な避難ができるよう、支援体制づくりを促進する。

④社会福祉施設における防災対策の充実

入居者の安全を確保するため、社会福祉施設における防災組織の整備や防災教育・防災訓練などの対策を促進する。

特に、障害者(児)施設等については、障害に応じた避難計画や避難訓練などの対策の充実を図る。

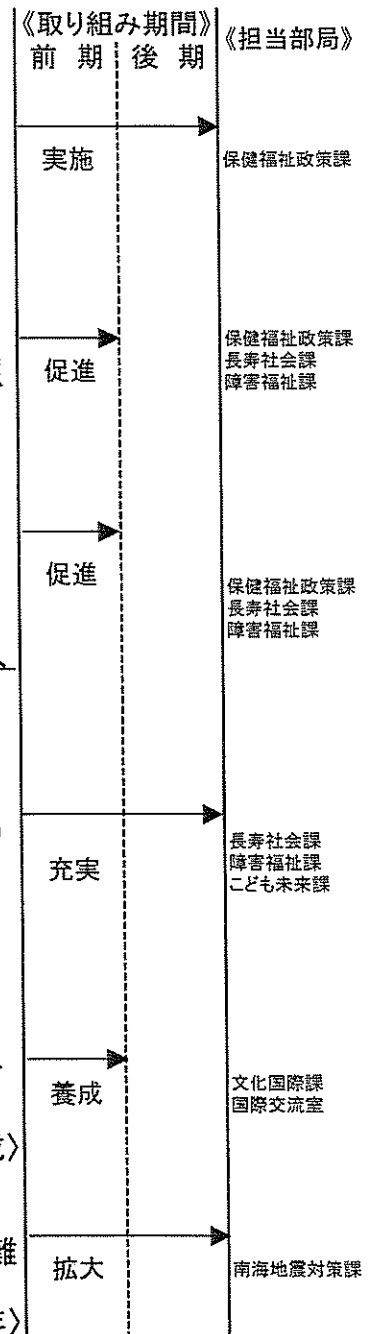
⑤災害時外国人支援通訳ボランティアの養成

「災害時外国人支援マニュアル」を策定し、災害時通訳ボランティアの養成など、外国人が支援を受けられるネットワークを形成する。
(100人養成)

⑥「災害時帰宅困難者支援宣言の店」の拡大

災害時において、適切な情報や便宜を提供できる「災害時帰宅困難者支援宣言の店」を拡大する。

(200店舗/年)



重点項目2 住宅・建築物等の耐震化と土砂災害対策

分野別施策1【木造住宅等の耐震化の促進】

阪神・淡路大震災では多くの命が奪われ、その死亡原因の8割以上が家屋の倒壊による圧死でした。

特に、昭和56年以前に建築され、耐震性が不十分な建築物に多くの被害がありました。

また、県の地震動被害想定調査でも、古い木造住宅の倒壊による大きな被害が想定されています。

こうした生命や財産に係る被害を軽減するためには、住宅等の所有者が、その危険性を認識し、耐震化に取り組むことが強く求められています。

このため、住宅等の耐震化の気運を醸成するための普及啓発や耐震相談等を実施するとともに、倒壊のおそれのある木造住宅等の耐震診断や耐震改修を積極的に支援します。

【取り組み】

一 倒壊等のおそれがある木造住宅全ての耐震性向上を目指し、積極的な取り組みを展開するとともに、民間大規模建築物等の耐震化を促進する。一

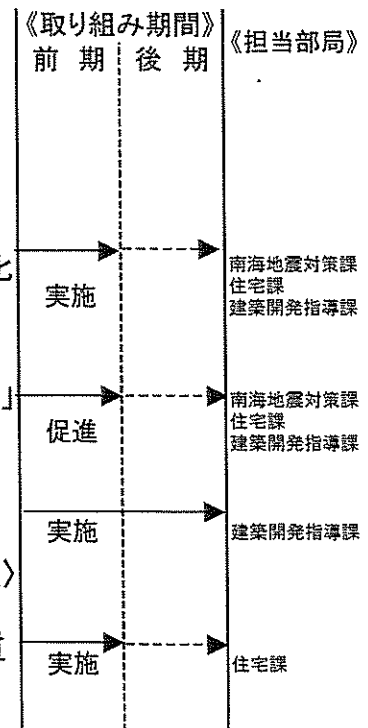
①住宅・建築物の耐震化についての普及啓発などの実施

○県民や建築物の所有者に対し、阪神・淡路大震災の教訓や耐震化の意義を積極的に啓発するとともに、各種支援制度を積極的に周知する。

○県、市町村等で構成する「徳島県住宅・建築物耐震化促進協議会」により、住宅等の耐震化施策を県内全域で積極的に展開し、耐震化を促進する。

○県民からの相談に対応するため、耐震相談所を開設する。
〈耐震相談所の開設1回／週〉

○市町村とともに、「戸別訪問」、「押しかけ耐震講座」、「木造住宅耐震化パネル展」を実施し、耐震診断等の実施を積極的に促す。



	《取り組み期間》		《担当部局》
	前期	後期	
②木造住宅の耐震化に対する支援 〈県民の要望に100%対応〉 ○昭和56年以前に建てられた木造住宅の耐震診断を支援する。 〈耐震診断実施戸数 22年度までに10,000戸〉 ○耐震診断で「倒壊等の危険あり」と判定された住宅の耐震改修を支援する。 ○適切な耐震改修工事が行われるよう、耐震改修アドバイザーを派遣する。 ○耐震改修促進税制(所得税の税額控除(20年まで)及び固定資産税の減額措置)について周知し、活用を図る。	支援	支援	住宅課
	支援		住宅課
	派遣		住宅課
	活用		住宅課
③簡易な耐震リフォームに対する支援 〈県民の要望に100%対応〉 簡易な耐震リフォームのための借入金の利息相当額の一部を支援する。また、65才以上の方には、融資を受けなくても工事費の一部を支援する。	支援		住宅課
④木造住宅の建替えによる耐震化への支援 〈県民の要望に100%対応〉 耐震診断で「危険」と判定された木造住宅の建替えについて、県から指定を受けた金融機関が優遇貸付を実施する。	実施		住宅課
⑤家具類の転倒防止についての普及啓発の実施 家屋内での安全性を確保するため、家具類の転倒防止対策や安全な家具の普及啓発を実施する。 〈家具類の安全対策率100%〉	実施		南海地震対策課
⑥県産木材による耐震パネルの開発と改修工法の普及の促進 県産木材を使用した耐震用壁パネルの開発と、その改修工法の普及を行うことにより、耐震改修を促進する。	促進		林業振興課
⑦特定の民間建築物の耐震化の促進 特定の民間建築物(一定要件の病院・劇場・百貨店・マンション等)の耐震化を促進するため、国の基準に基づく、耐震診断等や耐震改修に対する支援を行う。	促進		建築開発指導課

分野別施策2【公共建築物等の耐震化の促進】

災害時に重要な防災拠点施設や被災者の避難所等となる、昭和56年以前の耐震性が不十分な県・市町村の公共施設や社会福祉施設等については、耐震性を確保する必要があります。

このため、県有施設の計画的な耐震化を推進するとともに、小中学校、社会福祉施設等の耐震化を促進します。

【取り組み】

	《取り組み期間》		《担当部局》
	前期	後期	
<p>①県有施設の耐震化の推進</p> <p>防災拠点となる庁舎や、多数の県民が利用する施設等について、緊急性の高いものから、全ての施設の耐震化を計画的に推進する。</p> <p>〈防災拠点施設等の耐震化率100%〉</p>	推進		関係各課
<p>②都市公園施設の耐震化の推進</p> <p>災害時に多数の県民が利用し、避難所等となる都市公園施設の耐震化を推進する。</p> <p>〈都市公園施設の耐震化率100%〉</p>	推進		都市計画課
<p>③県立学校施設の耐震化の推進</p> <p>災害時に多数の児童・生徒の安全を確保することや、被災者の避難所等となることから、前期に重点をおいた取り組みを行い、全ての県立学校施設の耐震化を計画的に推進する。</p> <p>〈耐震化率100%〉</p>	推進		教育委員会
<p>④市町村立小中学校施設等の耐震化の促進</p> <p>○児童・生徒の安全確保や被災者の避難所等となることから、必要な支援や助言・指導を行い、市町村立小中学校施設等の耐震化を促進する。</p> <p>〈22年度までに市町村立小中学校の耐震化率75%〉</p>	促進		総務課 教育委員会
<p>○倒壊等の危険性が高い市町村立小中学校の耐震化に対して、市町村振興資金貸付金による無利子の貸付を行い、市町村の耐震化の取り組みを促進する。</p> <p>〈必要な貸付枠の確保〉</p>	促進		市町村課
<p>⑤市町村公共施設耐震化促進支援センターによる耐震化の促進</p> <p>「市町村公共施設耐震化促進支援センター」を設置し、市町村の公共施設の耐震診断・改修等の技術的支援を行い、耐震化を促進する。</p> <p>〈20年度に設置〉</p>	促進		営繕課

⑥災害拠点病院の耐震化の促進

災害時に被災者の医療救護活動の中心的な役割を担う災害拠点病院の耐震化を促進する。

〈耐震化率100%〉

⑦社会福祉施設の耐震化の促進

入所者の安全を確保するため、防災教育や防災訓練などを充実するとともに、施設の耐震化を促進する。

⑧文化財の耐震化の促進

地震等災害対策マニュアルを作成し、文化財所有者・管理者へ周知するとともに、耐震診断や耐震設備等の設置に対して支援を行う。

	《取り組み期間》		《担当部局》
	前期	後期	
⑥災害拠点病院の耐震化の促進 災害時に被災者の医療救護活動の中心的な役割を担う災害拠点病院の耐震化を促進する。 〈耐震化率100%〉	促進	→	医療政策課 病院局
⑦社会福祉施設の耐震化の促進 入所者の安全を確保するため、防災教育や防災訓練などを充実するとともに、施設の耐震化を促進する。	促進	→	保健福祉政策課 長寿社会課 障害福祉課 こども未来課
⑧文化財の耐震化の促進 地震等災害対策マニュアルを作成し、文化財所有者・管理者へ周知するとともに、耐震診断や耐震設備等の設置に対して支援を行う。	促進	→	教育委員会

分野別施策3【災害に強いまちづくりの促進】

大規模な地震が発生した場合、都市機能等が麻痺し、発災後の応急・復旧活動に大きな影響を与えることが想定されます。

このため、建築物の窓ガラス・外装タイル等の落下防止対策や不燃化対策、市街地のブロック塀等の倒壊防止対策を促進します。

また、避難場所となる公園等オープンスペースの整備を図るなど、災害に強いまちづくりを進めます。

【取り組み】

①建築物の窓ガラスや外装タイル等の改善指導の実施

3階建て以上の建築物で道路に面した部分について、地震時に落下の危険性のある窓ガラスや外装タイル等を調査し、基準に適合しない場合は改善指導を行う。

②ブロック塀や石塀等の改善指導の実施

道路に面し地震時に倒壊の危険性のある、高さ1.2m以上のブロック塀・石塀等を調査し、基準に適合しない場合は改善指導を行う。

③建築基準法に基づく市街地の建築物の不燃化対策の促進

建築基準法に基づく指導や検査により、防火・準防火・屋根不燃地域内の建築物の不燃化対策を促進する。

④造成宅地の危険擁壁の改善指導の実施

建築基準法に規定された擁壁(高さ2m以上)について、パトロールにより危険な擁壁の発見に努め、改善指導を行う。

⑤共同溝(電線類の地中化)の整備の推進

電線類の地中化を計画的に進め、電気・通信等の安定したライフラインを確保する。

〈22年度までに1.5kmを整備〉

⑥防災機能を持った公園等オープンスペースの整備の推進

○災害時に拠点となる農村公園を整備し、農村地域の安全化につながる避難地を確保する。

○災害時に救援救護活動の前線基地、復旧のための資機材や生活物資輸送の中継基地となる防災拠点、周辺地区からの避難者の生命を保護する避難地等として機能する公園等を整備する。

〈22年度までに南部健康運動公園に、多目的広場を含むテニスコートエリアを整備〉

○避難地等としても利用可能な緑地等の整備を推進する。

	《取り組み期間》		《担当部局》
	前期	後期	
①建築物の窓ガラスや外装タイル等の改善指導の実施 3階建て以上の建築物で道路に面した部分について、地震時に落下の危険性のある窓ガラスや外装タイル等を調査し、基準に適合しない場合は改善指導を行う。	実施		建築開発指導課
②ブロック塀や石塀等の改善指導の実施 道路に面し地震時に倒壊の危険性のある、高さ1.2m以上のブロック塀・石塀等を調査し、基準に適合しない場合は改善指導を行う。	実施		建築開発指導課
③建築基準法に基づく市街地の建築物の不燃化対策の促進 建築基準法に基づく指導や検査により、防火・準防火・屋根不燃地域内の建築物の不燃化対策を促進する。	促進		建築開発指導課
④造成宅地の危険擁壁の改善指導の実施 建築基準法に規定された擁壁(高さ2m以上)について、パトロールにより危険な擁壁の発見に努め、改善指導を行う。	実施		建築開発指導課
⑤共同溝(電線類の地中化)の整備の推進 電線類の地中化を計画的に進め、電気・通信等の安定したライフラインを確保する。 〈22年度までに1.5kmを整備〉	推進		道路保全課 都市計画課
⑥防災機能を持った公園等オープンスペースの整備の推進 ○災害時に拠点となる農村公園を整備し、農村地域の安全化につながる避難地を確保する。	推進		農山村整備課
○災害時に救援救護活動の前線基地、復旧のための資機材や生活物資輸送の中継基地となる防災拠点、周辺地区からの避難者の生命を保護する避難地等として機能する公園等を整備する。 〈22年度までに南部健康運動公園に、多目的広場を含むテニスコートエリアを整備〉	推進		都市計画課
○避難地等としても利用可能な緑地等の整備を推進する。	推進		港湾空港課

分野別施策4【公共土木施設等の地震災害予防対策の促進】

大規模な地震が発生した場合、河川、港湾、漁港などの公共土木施設等が、その機能を十分に発揮できるよう、岸壁などの現状を把握するとともに、緊急度の高いものから耐震化を進めます。

【取り組み】

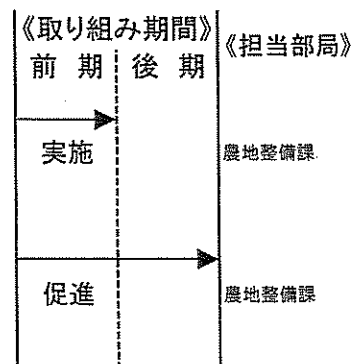
	《取り組み期間》		《担当部局》
	前期	後期	
①防災拠点港の岸壁や臨港道路の耐震化の推進 防災拠点港岸壁の耐震化や耐震岸壁と結ぶ臨港道路の耐震化を行う。	推進	→	港湾空港課
②漁港施設の耐震化の推進 現況調査を行い、必要に応じて耐震改修を推進する。	推進	→	水産課
③堤防、護岸、湾口防波堤等の整備の推進 ○河川海岸における、緊急を要する海岸の堤防・護岸等海岸保全施設の耐震調査を行い、必要に応じて補強対策等を実施する。 〈7海岸で実施〉	実施	→	河川課
○港湾海岸における、緊急を要する堤防、護岸、湾口防波堤等の整備等を推進する。 〈5港湾で推進〉	推進	→	港湾空港課
○漁港海岸における、海岸保全施設の新設・改良、海岸堤防等の耐震化、嵩上げ等を推進する。 〈5海岸で推進〉	推進	→	水産課
○農地海岸における、施設の耐震診断や点検を実施し、必要に応じて耐震対策を実施する。 〈9海岸で実施〉	実施	→	農地整備課
○林野海岸(潮害防備保安林)における、施設の耐震調査や点検を実施し、必要に応じて耐震対策を実施する。 〈4海岸で実施〉	実施	→	森林整備課
④国直轄事業による海岸堤防の整備の促進 撫養港海岸において、堤防の液状化対策や老朽化対策を促進する。	促進	→	港湾空港課
⑤河川施設の耐震点検等の実施 津波の遡上が想定される河口部の河川堤防等において、緊急度の高い箇所から耐震点検等を実施する。	実施	→	河川課

⑥ため池等の緊急点検等の実施

農業用ダム・ため池について、緊急点検を行い調査結果をデータベース化し、耐震対策に活用する。

⑦土地改良施設の耐震化の促進

緊急度の高い箇所から現況調査を行い、必要に応じて耐震改修を促進する。



分野別施策5【土砂災害対策の促進】

本県は山地が多く、全面積のおよそ8割を占めており、地すべり、がけ崩れ等の危険箇所への土砂災害対策が必要です。
 このため、緊急度の高い危険箇所における被害拡大防止対策を実施します。
 また、これらの危険箇所に関する情報を県民に提供し、県民自らが身を守るための取り組みを促進します。

【取り組み】

	《取り組み期間》		《担当部局》
	前期	後期	
<p>①土砂災害の危険性のある人家の保全対策の実施</p> <p>災害時要援護者関連施設等の保全や、近年土砂災害が発生した緊急度の高い箇所における、被害拡大防止対策を重点的に実施する。</p> <p>〈22年度までに1,800戸程度を保全〉</p>	実施		農地整備課 森林整備課 砂防防災課
<p>②土砂災害警戒区域における防災意識啓発の実施</p> <p>市町村の土砂災害ハザードマップの作成を支援するとともに、土砂災害被害想定区域の公表や土砂災害警戒区域の指定に伴う説明会などを通じて、地域住民に対し土砂災害に関する防災意識啓発を実施する。</p> <p>〈22年度までに1,900箇所を実施〉</p>	実施		砂防防災課
<p>③土砂災害危険箇所等緊急点検マニュアルの作成</p> <p>土石流危険渓流における土砂災害危険箇所の危険性増加に対する的確な対応や、砂防えん堤等砂防設備の速やかな機能復旧を行うため、緊急点検の実施マニュアルを作成する。</p> <p>〈21年度に作成〉</p>	作成		砂防防災課
<p>④孤立化対策の推進(孤立化対策の手引き書の作成等)</p> <p>地すべり防止区域等が多く、孤立化が発生する可能性が高い県西部圏域において、モデル的に孤立化対策研修会、ワークショップなどを開催するとともに、孤立化対策の手引き書を作成し、これを基に、県内全域において孤立化対策を推進し、地域防災力の強化を図る。</p> <p>〈20年度に手引き書作成〉</p>	推進		南海地震対策課 総合県民局

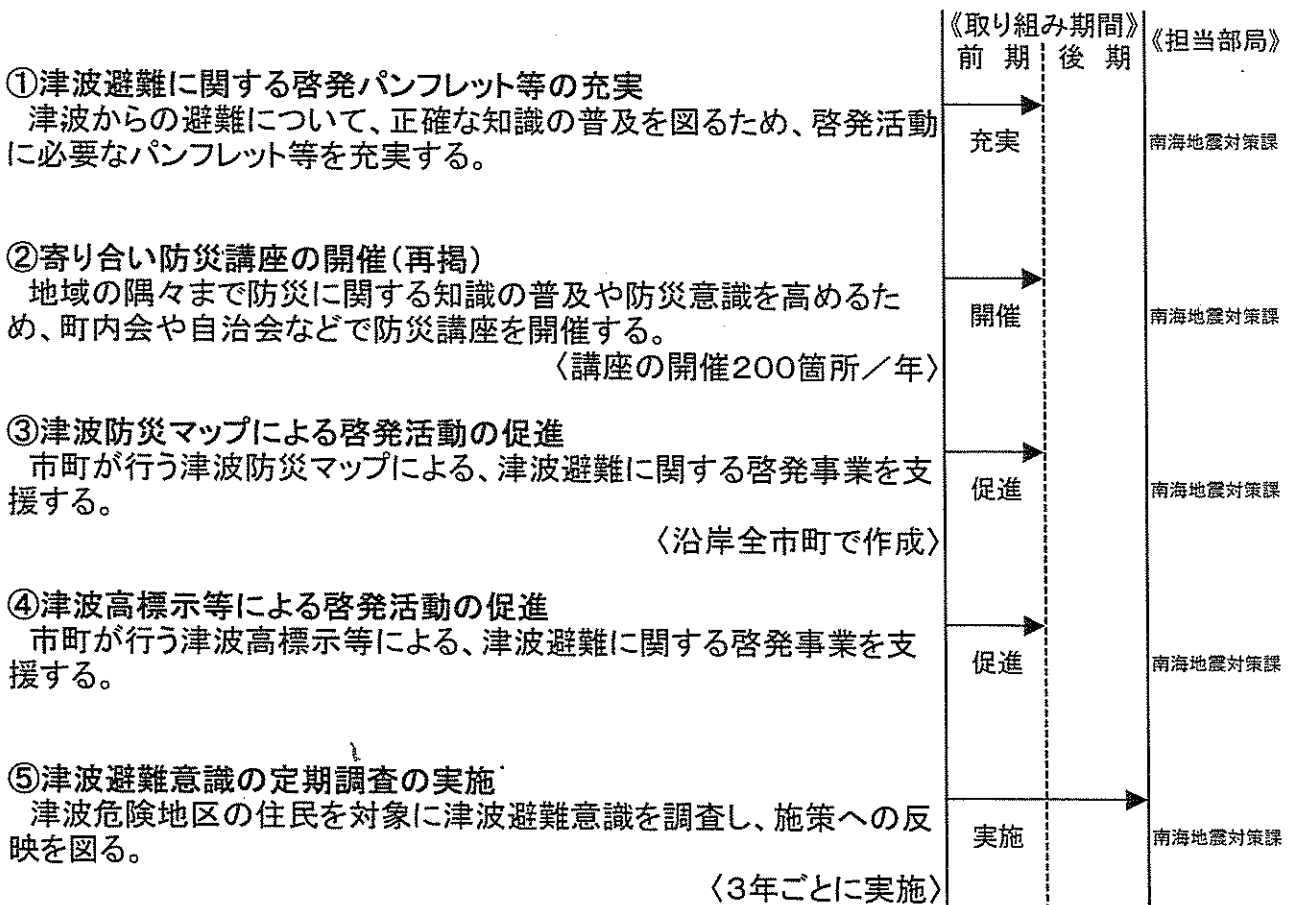
重点項目3 津波対策の推進

分野別施策1【津波避難意識の向上】

県の地震動被害想定調査では、津波による死者は1,700人にも上ると想定されていますが、津波浸水予想区域の全ての人々が地震発生後、直ちに避難行動をとることにより、大幅に減災することが可能となります。

このため、県民への津波に関する防災意識の高揚を図り、正しい知識の普及・啓発を行い、津波避難意識の向上を図ります。

【取り組み】



分野別施策2【津波避難訓練の充実・強化】

地震発生後、円滑に避難を行うためには、日ごろからの避難訓練が必要です。訓練を実施することにより、いざという時、迅速な対応が可能となることはもちろん、事前に、避難経路や避難場所、災害時要援護者の避難誘導方法等も確認することができます。
このため、津波避難訓練の定期的な実施とともに、観光客や釣り客等も参加する実践的なものとするなど、訓練内容の充実・強化を促進します。

【取り組み】

	《取り組み期間》		《担当部局》
	前期	後期	
<p>①津波避難訓練の実施 迅速な避難体制を確立するため、県、市町及び警察、自衛隊等の防災関係機関が連携のもと、地域住民等が参加する津波避難訓練を実施する。 〈1回以上実施／年〉</p>	実施		危機管理政策課
<p>②市町の津波避難訓練の促進 迅速な避難体制を確立するため、沿岸市町が実施する津波避難訓練の充実・強化を促進する。 〈沿岸全市町で実施〉</p>	促進		危機管理政策課
<p>③沿岸4県連携による津波避難訓練の実施 沿岸4県(三重県、和歌山県、徳島県、高知県)が連携し、津波避難訓練を実施する。 〈1回以上実施／年〉</p>	実施		危機管理政策課

分野別施策3【津波避難困難地域の解消】

津波避難訓練等を行い、地域の津波避難計画を策定することにより、避難時の課題が明らかになります。
 地域に高台がないなど、避難が困難な地域については、避難路や避難施設の整備等の対策を積極的に進め、津波避難困難地域を解消します。

【取り組み】

一 前期において、全ての津波避難困難地域を解消する。一

①市町の津波避難計画の策定の促進

市町と地域住民(自主防災組織等)が協働して地域ごとの津波避難計画の策定を支援する。
 〈18年度に沿岸全市町で策定〉

②身近な避難路、避難場所の整備の促進

○市町が津波避難困難地域を解消するために行う、身近な避難路、避難場所の整備を支援する。

○津波避難経路の確保のため、避難路に面した倒壊の危険性がある空き家やブロック塀等の除去を促進する。

○がけ地の保全に併せて、津波避難困難地域の解消に向けた避難路や避難場所の整備を推進する。

③津波避難タワー等の整備の促進

市町が津波避難困難地域を解消するために行う、津波避難タワーや津波避難ビルへの屋外階段の設置等の整備を支援する。

④津波避難ビルの指定の促進

津波からの避難場所を確保するため、堅固な中・高層の建物を避難場所に利用する津波避難ビルの指定を促進する。

	《取り組み期間》		《担当部局》
	前期	後期	
①市町の津波避難計画の策定の促進 市町と地域住民(自主防災組織等)が協働して地域ごとの津波避難計画の策定を支援する。 〈18年度に沿岸全市町で策定〉	促進		南海地震対策課
②身近な避難路、避難場所の整備の促進 ○市町が津波避難困難地域を解消するために行う、身近な避難路、避難場所の整備を支援する。	促進		南海地震対策課
○津波避難経路の確保のため、避難路に面した倒壊の危険性がある空き家やブロック塀等の除去を促進する。	促進		南海地震対策課
○がけ地の保全に併せて、津波避難困難地域の解消に向けた避難路や避難場所の整備を推進する。	推進		砂防防災課 南部総合県民局
③津波避難タワー等の整備の促進 市町が津波避難困難地域を解消するために行う、津波避難タワーや津波避難ビルへの屋外階段の設置等の整備を支援する。	促進		南海地震対策課
④津波避難ビルの指定の促進 津波からの避難場所を確保するため、堅固な中・高層の建物を避難場所に利用する津波避難ビルの指定を促進する。	促進		南海地震対策課

分野別施策4【津波情報等伝達体制の強化】

地震・津波発生時には、県民に、津波や避難に関する情報を迅速かつ的確に伝達することが必要です。
 このため、県民への津波情報や避難に関する情報等の伝達体制の強化を進めます。

【取り組み】

	《取り組み期間》		《担当部局》
	前期	後期	
①メールによる県民向け防災情報提供システムの運用 情報提供を希望する県民に対して、携帯メールにより、地震・津波情報、気象警報、避難勧告の発令などの防災情報を提供する。	運用		危機管理政策課
②緊急地震速報の普及啓発 気象台をはじめとする防災関係機関と連携を図りながら、緊急地震速報の普及啓発を図る。	普及啓発		危機管理政策課
③全国瞬時警報システム(J-ALERT)の普及・充実 防災・国民保護等の緊急情報を配信する「全国瞬時警報システム(J-ALERT)」の効果的な活用を図るとともに、市町村における普及・活用を促進する。	普及充実		危機管理政策課
④観光客等に対する情報伝達方法の検討 海水浴客や釣り客等が適切な避難が行えるよう、津波災害に関する情報や津波警報等の伝達体制、避難誘導方法を検討する。	検討		南海地震対策課 南部総合県民局
⑤災害時要援護者に対する情報伝達手段の充実 災害情報等の携帯メールによる聴覚障害者等への伝達方法の普及など伝達手段を充実する。	充実		危機管理政策課 障害福祉課

分野別施策5【海岸保全施設の整備促進】

津波による被害から、人命と財産を守るため、堤防や護岸等の海岸保全施設の整備を進める必要があります。
 このため、海岸保全施設の適正な維持管理に努め、緊急を要する施設の整備を推進します。
 さらに、水門、樋門、陸こうについては、適切な管理を行うとともに、補強等の必要な施設の整備を促進します。

【取り組み】

	《取り組み期間》		《担当部局》
	前期	後期	
①堤防、護岸、湾口防波堤等の整備の推進(再掲) ○河川海岸における、緊急を要する海岸の堤防・護岸等海岸保全施設の耐震調査を行い、必要に応じて補強対策等を実施する。 〈7海岸で実施〉	実施	→	河川課
○港湾海岸における、緊急を要する堤防、護岸、湾口防波堤等の整備等を推進する。 〈5港湾で推進〉	推進	→	港湾空港課
○漁港海岸における、海岸保全施設の新設・改良、海岸堤防等の耐震化、嵩上げ等を推進する。 〈5海岸で推進〉	推進	→	水産課
○農地海岸における、施設の耐震診断や点検を実施し、必要に応じて耐震対策を実施する。 〈9海岸で実施〉	実施	→	農地整備課
○林野海岸(潮害防備保安林)における、施設の耐震調査や点検を実施し、必要に応じて耐震対策を実施する。 〈4海岸で実施〉	実施	→	森林整備課
②国直轄事業による海岸堤防の整備の促進(再掲) 撫養港海岸において、堤防の液状化対策や老朽化対策を促進する。	促進	→	港湾空港課
③水門等の改修・機能の強化の推進 水門、樋門、陸こうの老朽施設の改修を行うとともに、減災効果が期待できる箇所について電動化等を推進する。	推進	→	港湾空港課 水産課 農地整備課
④水門等の日常管理方法の見直しや定期点検の実施 水門、樋門、陸こうの日常管理方法の見直しや定期点検を一層強化する。	実施	→	河川課 港湾空港課 水産課 農地整備課

⑤ 放置艇等対策の推進

津波発生時に被害を拡大させるおそれがある不法係留船や放置艇等の対策を推進する。

《取り組み期間》		《担当部局》
前期	後期	
推進		河川課 港湾振興管理課 水産課

重点項目4 被災者の迅速な救助・救命対策

分野別施策1【行政の災害対応能力の強化】

行政が迅速に防災活動を行えるよう、職員の災害対応能力を向上させるとともに、初動体制の強化を図ります。

また、各圏域の防災拠点となる総合県民局の機能を強化し、本庁と総合県民局、出先機関の連携を図ります。

【取り組み】

①災害初動体制の充実強化

○大規模地震発生時に初動要員として指定された職員に対し、実践的な参集訓練を行う。

○津波被害や孤立化に対処するため、職員の待機体制の確保を図る。

②県庁BCPによる災害応急対策を実施する体制整備の推進

県庁BCP(事業継続計画)を策定し、これに基づき、災害応急対策を実施する県庁業務の継続した検証、見直しを行う。

③「徳島県職員災害応援隊」の結成

県職員で構成する被災者支援チーム、防災専門家チーム、災害時市町村派遣チームからなる「徳島県職員災害応援隊」を結成し、迅速な県職員の応援派遣や現地の被災状況に応じた的確な応急対策活動への支援を図ります。

〈20年度に結成〉

④総合防災訓練・図上訓練の実施

地震等の災害に即した実践的な訓練を実施する。

⑤消防学校における教育訓練の充実

災害時に的確に対応し得る消防力の確保、強化を図るため、消防職(団)員に対する教育訓練を充実する。

⑥圏域別防災対策連絡会議による連携強化

各圏域において、災害に即応できる体制を整えるため、防災関係機関との連携を強化する。

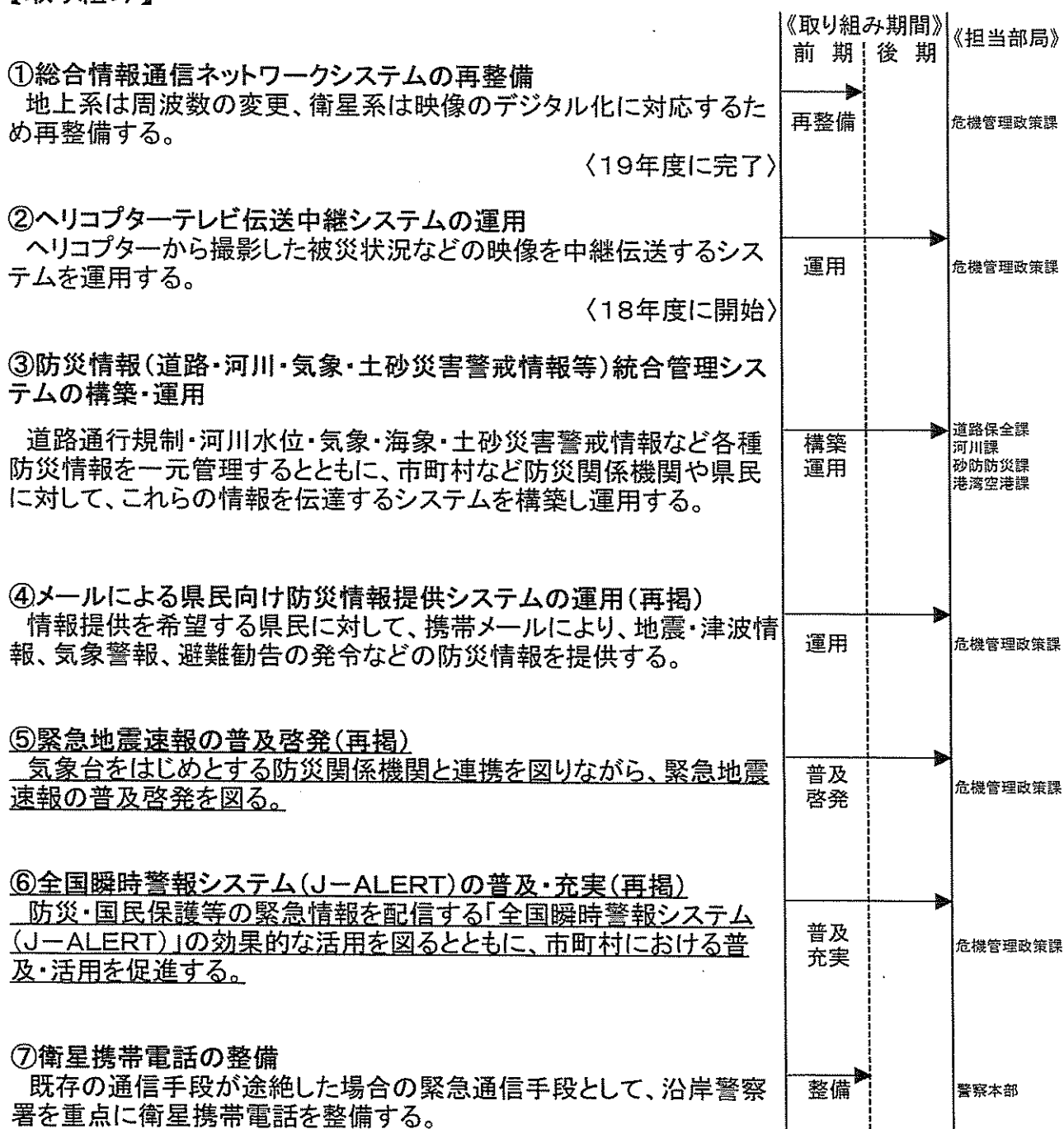
	《取り組み期間》		《担当部局》
	前期	後期	
①災害初動体制の充実強化 ○大規模地震発生時に初動要員として指定された職員に対し、実践的な参集訓練を行う。	充実強化		危機管理政策課 総合県民局
○津波被害や孤立化に対処するため、職員の待機体制の確保を図る。	充実強化		南部総合県民局
②県庁BCPによる災害応急対策を実施する体制整備の推進 県庁BCP(事業継続計画)を策定し、これに基づき、災害応急対策を実施する県庁業務の継続した検証、見直しを行う。	推進		関係各課
③「徳島県職員災害応援隊」の結成 県職員で構成する被災者支援チーム、防災専門家チーム、災害時市町村派遣チームからなる「徳島県職員災害応援隊」を結成し、迅速な県職員の応援派遣や現地の被災状況に応じた的確な応急対策活動への支援を図ります。 〈20年度に結成〉	推進		危機管理政策課
④総合防災訓練・図上訓練の実施 地震等の災害に即した実践的な訓練を実施する。	実施		危機管理政策課
⑤消防学校における教育訓練の充実 災害時に的確に対応し得る消防力の確保、強化を図るため、消防職(団)員に対する教育訓練を充実する。	充実		消防保安課
⑥圏域別防災対策連絡会議による連携強化 各圏域において、災害に即応できる体制を整えるため、防災関係機関との連携を強化する。	連携強化		総合県民局

	《取り組み期間》		《担当部局》
	前期	後期	
⑦県職員等に対する防災研修の実施 県及び市町村の職員に対し、災害対応能力向上のための防災研修を実施する。	実施		危機管理政策課 南海地震対策課
⑧警察の災害警備訓練の実施 <u>救出救助等災害警備活動能力を強化するため、広域緊急援助隊と警察署との合同訓練を実施する。</u> <u>また、警察独自の災害警備訓練の他、地域住民等との連携による合同訓練を実施する。</u>	実施		警察本部
⑨警察の災害用装備資機材等の整備 警察官が迅速に救出救助活動を行うため、エアートント等の災害救助用資機材、災害救助活動時の非常用食糧等を沿岸警察署に重点的に整備する。	整備		警察本部
⑩警察の災害情報協力員制度(防災ウォッチャー)の運用 災害情報協力員制度を効果的に運用し、災害発生時の正確な被害把握と迅速な救出救助に役立てる。	運用		警察本部
⑪団員確保等による消防団の充実強化 消防団員の確保に向けた環境整備や活動能力の向上に資する取り組みを推進する。	充実強化		消防保安課
⑫地域の防災拠点の整備の検討 ○防災機能を有し、広域的な応急復旧活動の拠点として活用できる施設の整備を検討する。 ○幹線道路の寸断、地域の孤立化等により甚大な被害が予測される県南部地域において、防災拠点となる施設の整備を図る。 〈22年度に完成〉	検討		関係各課
	整備		南海地震対策課 南部総合県民局
⑬市町村振興資金貸付金(地震防災対策資金)の貸付 市町村が行う防災基盤の整備や公共施設の耐震化に対して、低利な資金の貸付を行い、市町村の災害対応能力強化を支援する。	貸付		市町村課

分野別施策2【防災情報・通信体制の強化】

行政が的確な災害対応を行うためには、地震・津波情報や被害状況、応急復旧情報などを迅速に収集し、関係機関が情報を共有することが重要です。
 また、これらの情報を県民に速やかに提供することが必要です。
 このため、災害に強い情報通信ネットワークの構築や情報基盤の整備、県民に幅広く情報提供が行えるシステムの整備を進めます。

【取り組み】

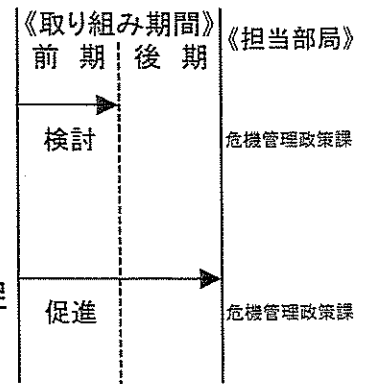


⑧情報システムの高度化の検討

将来のIT技術の進展に応じた、より高度な防災情報システムのあり方を検討する。

⑨市町村防災行政無線の整備の促進

市町村合併や老朽化等に対応した適切な運営や整備拡充などを促進する。



分野別施策3【広域的な連携強化】

大規模な地震が発生した場合、県下全域が被災し、他府県や自衛隊などの支援が必要となることが予想されます。
このため、他府県等との連携を強化するとともに、外部からの応援を円滑に受け入れる体制の整備を進めます。

【取り組み】

①広域応援協定等に基づく他府県との連携強化

大規模な被害を想定し、鳥取県をはじめ各府県との相互応援協定を充実するとともに、平常時から情報交換等を行い、連携を強化する。

②広域応援協定等に基づく訓練の実施

近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定に基づく近畿府県合同防災訓練を実施する。

③「徳島県広域防災活動計画」の充実

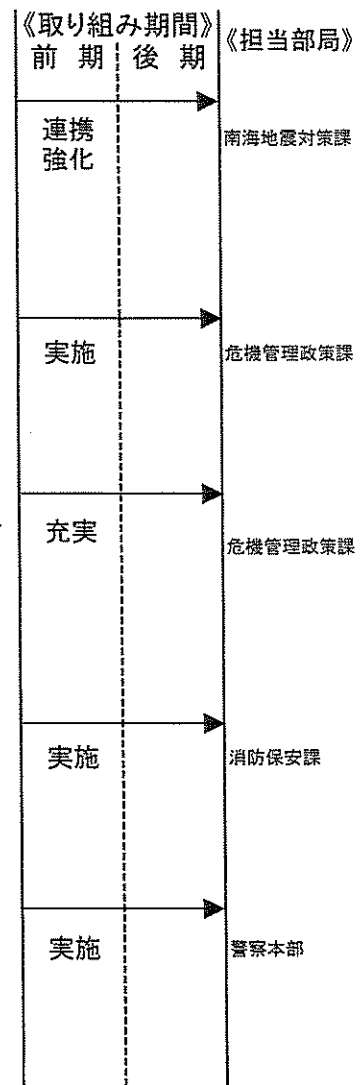
広域応援部隊の配分や活動拠点等をまとめた「徳島県広域防災活動計画」に基づき、関係機関の情報共有を図るとともに、実践的な防災訓練等により本計画を検証し、計画の追加・充実を図る。

④緊急消防援助隊合同訓練の実施

緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動が実施されるよう、災害対応力の強化と連携強化等を図るため、他県と連携した訓練を実施する。

⑤中国・四国管区警察局広域緊急援助隊合同訓練の実施

中国・四国管区広域緊急援助隊で実施する合同訓練に参加し、連携を強化する。



分野別施策4【救助・救急医療体制の充実】

救助を迅速に行うため、消防機関や警察の能力向上を図るとともに、負傷者が迅速かつ効果的に治療を受けられるよう、被災現場への救護班の派遣や、医療機関への重傷病者等の的確な搬送を行うための体制を整備します。

また、災害拠点病院をはじめ各医療機関においては、被災を最小限にとどめ、地域医療活動が継続できるよう、医療機関の防災対策を促進します。

【取り組み】

①メディカルコントロール体制の充実

消防機関と医療機関が連携し、救急救命士等による救急業務の高度化を推進し、救護体制を充実する。

②警察と消防等防災関係機関が連携した訓練の実施

警察と消防等防災関係機関が連携し対処能力を向上するため、大規模災害に備えた訓練を実施する。

③医療救護マニュアルによる図上訓練の実施

医療救護マニュアルにより、県、市町村、医療救護関係機関で定期的な図上訓練を実施する。

④市町村の医療救護マニュアル作成の促進

市町村において、地元医師会との「災害・事故等時の医療救護に関する協定」に基づく、医療救護体制の行動マニュアルの作成を促進する。

〈18年度に全市町村で作成〉

⑤災害派遣医療チームの人材の養成

○国の災害派遣医療チーム(DMAT)研修に積極的に参加するとともに、県内医療関係者を対象に災害医療に関する研修会などを実施し、人材を養成する。

○災害拠点病院における医療救護班の整備を推進する。

〈14チーム整備〉

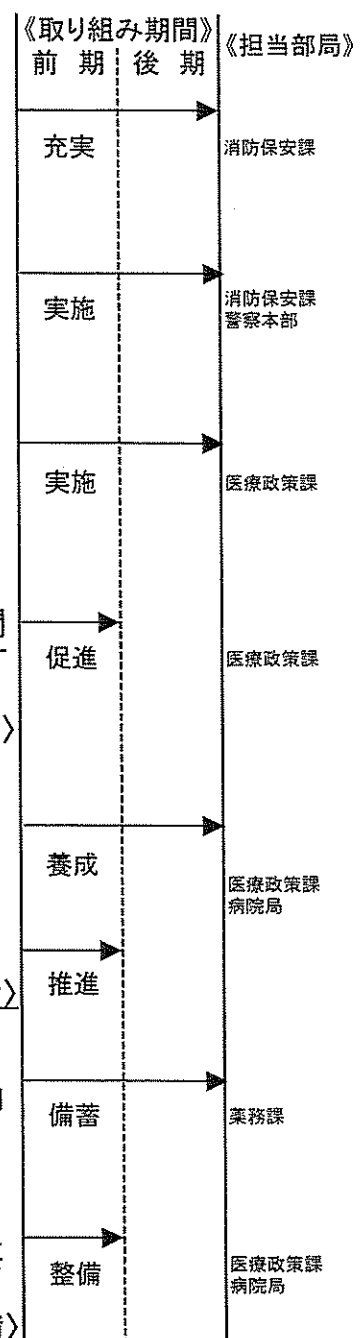
⑥災害時緊急医薬品等の備蓄

大規模災害発生時に必要な医薬品と防疫用薬剤・衛生材料を県内に分散備蓄する。

⑦災害拠点病院の防災用設備の整備

衛星携帯電話、簡易ベット等、災害時の医療を確保するため、必要な資機材を整備する。

〈18年度に全災害拠点病院で整備〉



⑧広域災害医療情報システムを用いた医療機関相互の支援体制の充実

各医療機関においてスムーズにシステムが運用できるよう、通信訓練を実施するなど、支援体制の充実を図る。

《取り組み期間》		《担当部局》
前期	後期	
充実		医療政策課

分野別施策5【緊急輸送体制の整備促進】

大規模な地震が発生した場合、緊急に実施すべき救助、救急、消火活動などの対策に必要な人員、物資等の輸送が重要となります。
 このため、緊急性の高い箇所から順次緊急輸送路の整備を進めるとともに、交通管制システムの強化など緊急輸送体制を整備します。
 また、輸送路の途絶に備えて、船舶等による代替輸送手段の確保を推進します。

【取り組み】

	《取り組み期間》		《担当部局》
	前期	後期	
①緊急輸送路の整備の促進 ○人命の救助や生活物資の広域的な緊急輸送を行う、緊急輸送路として位置づけられている道路を重点的に整備する。 〈22年度までに24kmを整備〉	促進		道路建設課 都市計画課
○緊急輸送路における未耐震化橋梁や法面について、重要度、危険度、緊急性の高い箇所から耐震対策を促進する。 〈22年度までに要対策橋梁の耐震化完了法面对策20箇所以上を整備〉	促進		道路保全課
②緊急輸送路を補完する農道・林道の整備の推進 災害時において、緊急輸送路の補完や集落の孤立化を防ぐ、農道・林道を整備する。 〈22年度までに農道4km・林道5kmを整備〉	推進		農地整備課 森林整備課
③緊急輸送路を補完する市町村道の整備の促進 災害時において、緊急輸送路の補完や集落の孤立化を防ぐ、市町村道の整備について、技術的な支援などを行う。	促進		道路保全課
④災害時交通管理のための交通安全施設等の整備の推進 災害発生後、緊急輸送路等の交通規制を迅速かつ的確に実施するため、交通安全施設等の整備を推進する。	推進		警察本部
⑤船舶等による輸送体制の充実 輸送関係(船舶、トラック)協定の実効性を高めるため、訓練などにより連絡体制の確立や搬送ルート等の検討を行う。	充実		交通政策課 港湾空港課
⑥海上からの輸送ルートの検討 海上から上陸可能な海浜の選定や、緊急輸送路までの道路整備について、道路管理者と連携し輸送ルートを検討する。	検討		砂防防災課 道路保全課 河川課 港湾空港課 水産課

⑦民間ヘリコプター活用方法の検討

災害発生後、円滑な輸送体制を確保するため、民間ヘリコプターの活用方法について、関係機関と検討する。

⑧災害時交通対策マニュアルの充実

マニュアルの実効性を高めるため、道路管理者等と連携し、災害時交通対策マニュアルを充実する。

⑨災害時における運転者の対処方法の周知

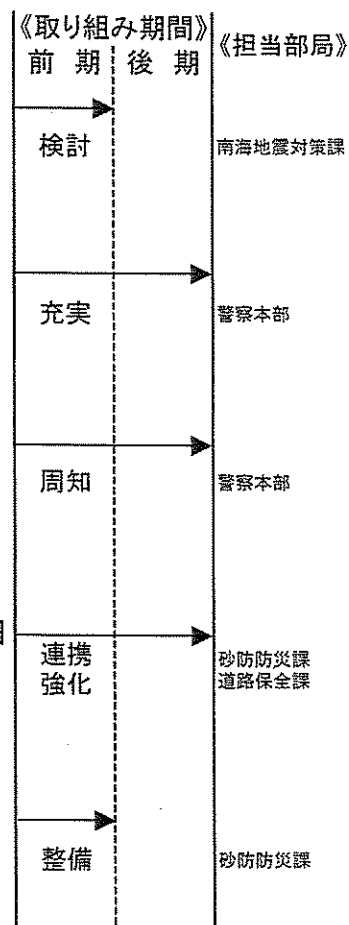
免許更新時講習において、災害発生時の状況に応じた、運転者の対処方法について周知する。

⑩道路の応急復旧のための関係団体との連携強化

協定の実効性や初動対応力を高めるため、緊急輸送路の応急復旧のための情報伝達・実地訓練を実施し、関係団体との連携を強化する。

⑪道路の応急復旧用資機材の整備

緊急輸送道路等の被災箇所の被害拡大防止や応急的措置を行うため、資機材を整備する。



重点項目5 被災者の生活支援対策

分野別施策1【避難所運営体制の整備】

大規模な地震が発生した場合、多くの県民が避難所での生活を余儀なくされることが予想されます。

このため、県、市町村、自主防災組織、災害ボランティア等が連携して、避難所において良好な生活環境が維持できる運営体制づくりを促進します。

【取り組み】

	《取り組み期間》		《担当部局》
	前期	後期	
①避難所運営体制づくりの促進 市町村において、円滑な避難所の運営を行うため、運営マニュアルを作成し、体制づくりを促進する。 <u>＜21年度に運営マニュアル作成＞</u>	→ 促進		南海地震対策課 保健福祉政策課
②要援護者への支援体制づくりの促進 緊急一時入所が可能な施設の情報を提供するなどの体制を整備し、各市町村における福祉避難所の指定を促進する。 <u>＜福祉避難所を21ヶ所指定＞</u>	→ 促進		保健福祉政策課 長寿社会課 障害福祉課
③避難所における仮設トイレ等の確保体制の促進 災害発生時に備え、市町村が行う仮設トイレ等の確保など、し尿処理体制の整備を支援する。	→ 促進		ゴミゼロ推進室
④避難所となる県立学校体育館の機能強化 避難所となる体育館に温水シャワーやトイレの増設など、防災機能強化をモデル的に実施する。	→ 機能強化		教育委員会
⑤動物愛護管理センターを活用した動物救済策の充実 動物愛護団体等と連携し、収容期間の長期化に備えた里親制度や餌の備蓄などを充実する。		→ 充実	生活衛生課

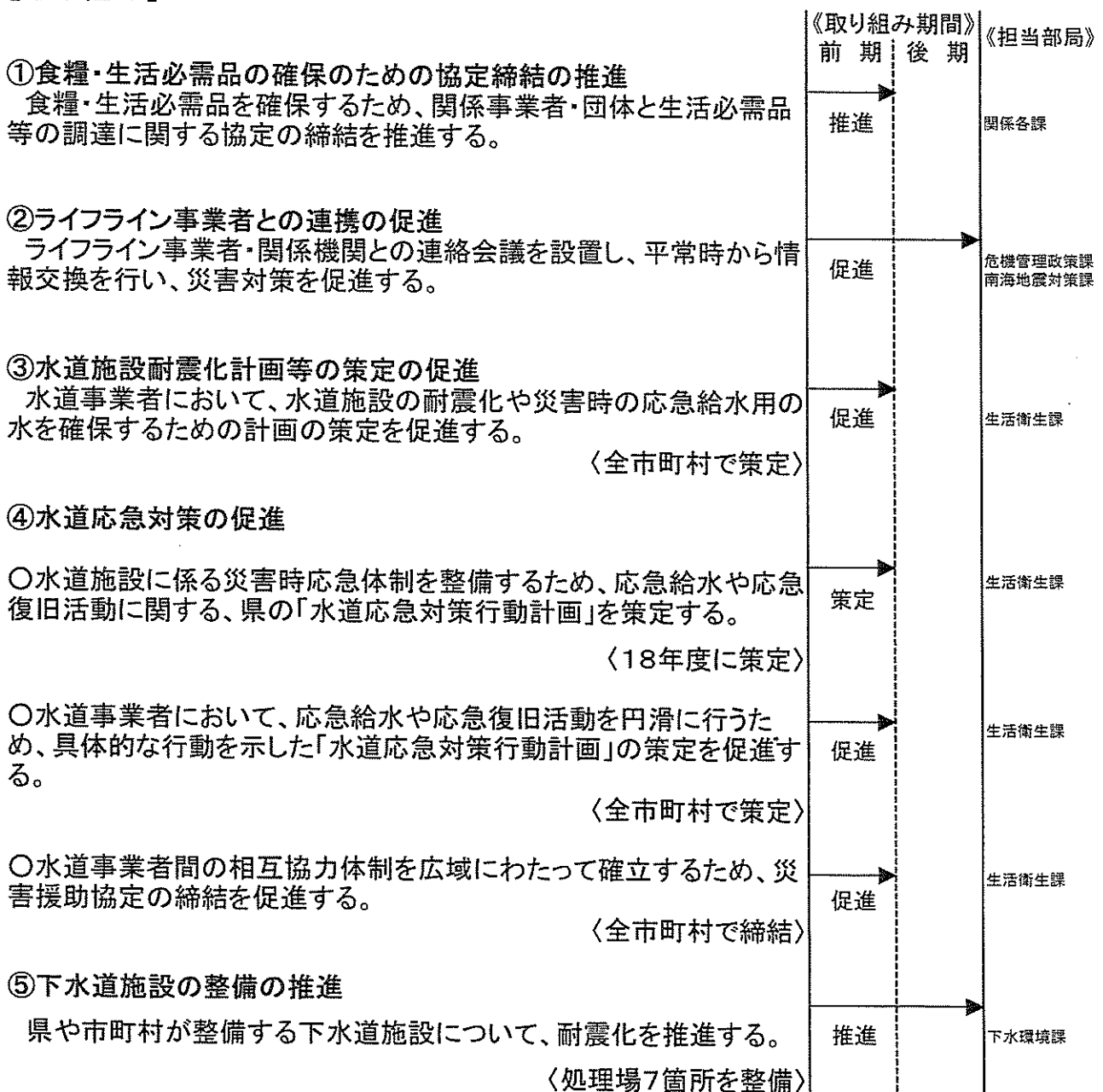
分野別施策2【生活必需品等の確保・ライフライン対策の促進】

大規模な地震が発生した場合、流通経路の混乱等により、飲料水・食糧・生活必需品等の確保が困難になることが予想されます。

このため、家庭内等備蓄を促進するとともに、各市町村における備蓄や、事業者等との物資供給協定による食糧等確保対策を進めます。

また、電気・ガス・水道等のライフラインの早期復旧に取りかけられるよう、各ライフライン事業者と連携を強化し、施設の耐震対策や復旧用資機材の整備を促進します。

【取り組み】



⑥企業局関係施設の耐震化の推進

施設の耐震診断を行うとともに、耐震化が必要な施設の耐震対策を推進する。

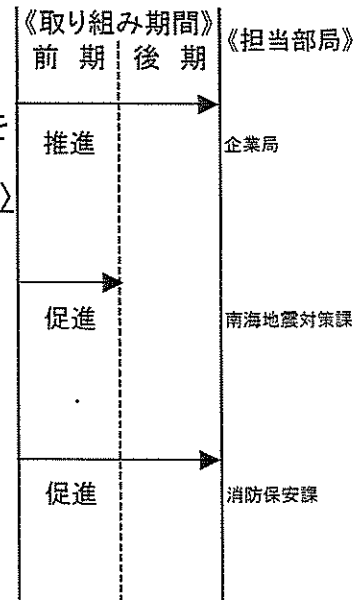
〈耐震化率100%〉

⑦再利用水(中間水)の活用の促進

災害に備え、再利用水(中間水)の活用方法について、事例等を周知し、活用を促進する。

⑧LPガス放出防止装置の設置の促進

LPガスボンベ転倒時の二次災害防止のため、LPガス放出防止装置の普及啓発を行い設置を促進する。



分野別施策3【生活環境対策の促進】

大規模な地震が発生した場合、膨大ながれき類の発生と、し尿、ごみの急増などが予想されるため、市町村の震災時のごみ処理計画の策定支援や、広域処理のあり方について検討します。

また、生活環境の悪化が、感染症等のまん延をもたらすことも予想され、これを防ぐため、衛生・防疫対策を進めます。

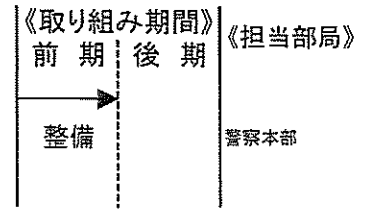
さらに、最悪のケースを想定して、遺体の収容、検視、火葬のための手続きなどに迅速に対応できるよう対策を進めます。

【取り組み】

	《取り組み期間》		《担当部局》
	前期	後期	
①市町村「災害廃棄物処理計画」策定の促進 <u>「徳島縣市町村震災廃棄物処理計画策定指針」等により、市町村の災害廃棄物処理計画の策定を促進する。</u> 〈全市町村で策定〉	促進		ゴミゼロ推進室
②県災害廃棄物処理計画の策定 市町村間の広域的な支援及び連携体制を確保するため、災害廃棄物処理計画を策定する。	策定		ゴミゼロ推進室
③徳島県環境整備公社における事業継続計画の策定の促進 環境整備公社の事業継続計画（沖洲・橘・東部最終処分場）の策定を促進する。	促進		ゴミゼロ推進室
④被災建築物解体マニュアル（アスベスト対策）の作成 被災建築物の解体時にアスベストの飛散を防止するため、マニュアルを作成し、業者へ指導を行う。 〈19年度までに作成〉	作成指導		環境管理課 建設管理課
⑤アスベスト等情報の消防機関等への提供 消防活動による二次災害を防止するため、アスベスト情報など必要な情報を消防機関へ提供する。	提供		消防保安課
⑥衛生・防疫体制の検討 災害時における感染症の発生の予防、拡大を防ぐための効果的な方策等について検討する。	検討		健康増進課 生活衛生課
⑦衛生・防疫用資機材の整備 県・市町村の防疫用資機材の保有状況を把握し、次亜塩素酸ナトリウムなどの必要な資機材を整備する。	整備		健康増進課

⑧遺体の身元確認等の体制・資機材の整備

関係機関との連携の下、多数遺体の身元確認等に要する体制・資機材を整備・充実し、検視能力の向上を図る。



分野別施策4【住宅確保・生活再建対策の促進】

被災住宅や被災宅地の安全性を確認する被災建築物応急危険度判定士等の養成や技術向上を図るとともに、公営住宅の活用や応急仮設住宅など、被災者の住宅の確保を図るための対策を進めます。

また、被災者の生活再建をはじめ、心身の健康管理対策など、発災時から復興に至るまでの各段階において、被災状況に対応した支援を実施することにより、県民生活や地域コミュニティの早期回復を図ります。

【取り組み】

	《取り組み期間》		《担当部局》
	前期	後期	
①被災建築物等の危険度判定士の確保 被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士を養成などにより確保する。 県外からの判定士を円滑に受け入れられる体制を充実する。 〈被災建築物応急危険度判定士600人確保〉 〈被災宅地危険度判定士130人確保〉	確保 充実	→	建築開発指導課
②旅館、ホテル等の民間宿泊施設団体との協定締結の促進 災害時帰宅困難者の一時的避難や災害時要援護者等のために、民間宿泊施設からのサービス提供を確保するため、各市町村において協定締結を促進する。 〈全市町村で締結〉	促進	→	観光企画課 生活衛生課
③住宅等の空き情報の提供 ○県内公営住宅の空き情報を提供する。 ○民間賃貸住宅の空き情報を提供するためのシステムを構築する。 〈18年度に構築〉	提供 構築	→	住宅課 建築開発指導課
④応急仮設住宅建設の適地選定の促進 各市町村における応急仮設住宅建設の適地選定を促進する。 〈全市町村で適地選定〉	促進	→	南海地震対策課
⑤地震保険の周知 地震保険等への加入を促進するため、制度の周知・啓発を図る。	周知	→	南海地震対策課
⑥災害時の保健活動マニュアルの普及啓発 関係機関と連携し、災害時に迅速かつ効率的に保健活動を実施するため、「徳島県災害時保健活動マニュアル」を活用した研修等により普及啓発を図る。	普及 啓発	→	健康増進課

⑦災害時「こころのケア」体制づくりの推進

災害時における「こころのケア」についての普及啓発に努めるとともに、関係機関との連携により体制づくりを推進する。

⑧被災農林水産業者の経営再建資金制度の周知

被災した県内農林水産業者への融資制度の周知や各種情報を提供する。

⑨被災企業の災害対策資金制度の周知

被災した県内企業への融資制度の周知や各種情報を提供する。

⑩被災者生活再建支援制度の充実の要望

住宅本体を再建する費用を支給対象とすることや、被害認定方法の簡素化などを国に要望し、制度を充実する。

《取り組み期間》		《担当部局》
前期	後期	
推進	→	健康増進課
周知	→	農林水産政策課
周知	→	地域経済課
要望	→	南海地震対策課

分野別施策5【復興まちづくりの検討】

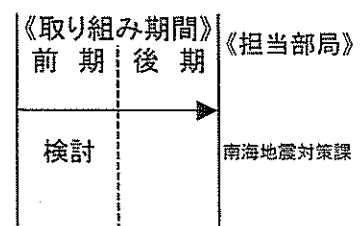
大規模な地震が発生した場合、全県にわたり甚大な被害をもたらすことが想定されます。

このため、復興計画の検討項目の洗い出しや必要な手続き、作業手順を明らかにすることにより、復興に早期着手するための取り組みを進めます。

【取り組み】

①復興のための検討

震災からの迅速な復興を進められるよう、復興計画の検討項目や作業手順、復興のための組織などについて検討を進める。



第5 推進体制

この計画の理念の実現は、県民、事業者、市町村、県などあらゆる主体が一体となり、それぞれの役割に応じた防災対策を着実に取り組むことにより、はじめて可能となります。

このため、防災意識の高揚を図り、防災行動の実践を促進するための取り組みを県民運動として展開します。

1 とくしま地震防災県民会議による県民運動の展開

県民一人ひとりの防災意識の向上と自主防災組織をはじめとする地域防災力を向上させるため、県民、自主防災組織、行政等の防災関係者を構成員とする「とくしま地震防災県民会議」を核として、各種啓発活動を県民運動として展開します。

2 徳島県地震防災対策推進会議

この計画の推進にあたっては、「徳島県地震防災対策推進会議」により、関係部局間の各種施策の調整を図るとともに、毎年、進捗状況を把握し、必要に応じて見直しを行うなど適切な進行管理を行っていきます。

用語解説(50音順)

液状化

砂質土がゆるく堆積してできた地盤が、地震などの振動を受けることによって液体のような泥水状態になってしまう現象。

緊急輸送路

人命の救助や生活物資・資機材等の広域的な緊急輸送を行うために必要な、主要幹線道路及び重要港湾・空港を接続する幹線道路などの道路。

事業継続計画(BCP)

企業が自然災害などの緊急事態に遭遇した場合に、事業資産の損害を最小限にとどめ、事業の継続あるいは早期復旧を可能にするため、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

自主防災組織

災害が発生したときに被害を最小限に防止し、又は軽減するため地域住民が必要な防災資機材等を利用して初期消火、避難誘導、救護等の活動を行うための組織。

水門

河川等で、水量調節や取水等のため、必要に応じて開閉できるようにした門や扉等。

耐震改修促進税制

一定の要件を満たす耐震改修工事を行った場合に、当該耐震改修に要した費用について、住宅は所得税の10%相当額(20万円を上限)を税額控除、固定資産税は工事を行った年次に応じて定められた期間について2分の1に減額、事業用建築物の場合は10%の特別償却をそれぞれ認めるとした税制上の特例措置。

津波浸水予想区域

津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいう。過去の津波の浸水地域や津波シミュレーションによる津波の浸水地域に基づき定めた区域。

津波避難困難地域

津波の到達時間までに、避難対象地域の外(避難の必要がない安全な地域)に避難することが困難な地域。

津波避難タワー

津波避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する施設。

津波避難ビル

津波避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物。

トラフ

海底の細長い凹地で、海溝ほど深くなく、両側の斜面も緩やかな海底地形。

ハザードマップ

土砂災害、津波等の自然災害に対して、被害が予測される区域及び避難地・避難路等が記載されている地図。

樋門

海水等の外水の侵入を押さえながら、用排水や船運等のため、堤防を横断して設けた暗渠形式の構造物。

福祉避難所

避難所での生活において特別な配慮を要する被災者(施設等へ入所するに至らない程度の者)を避難させるため、あらかじめ指定するもの。バリアフリー化された老人福祉センターや防災拠点型地域交流スペースを整備した社会福祉施設などが指定される。

防災拠点港

地震時において、救援活動や物資輸送の拠点となる港。

防災拠点施設

大規模災害時において、災害対策活動の拠点となる庁舎・警察署等の施設。

防災マップ

地域、災害、防災に関する情報に解説や説明を加えて、分かりやすく「地図化、図面化」するとともに、行政等が利用目的に応じて適切に使える体制を整備しようとするもの。

マグニチュード

地震そのもののエネルギー規模を表す単位で、通常、震央から100キロ離れた地点にある標準地震計の最大振幅をマイクロン単位で測り、その常用対数で表した数値。

メディカルコントロール

救急救命士等が行う救急活動の維持・向上を図るために医学的観点から、医療機関や医師による指示及び指導・助言、また、救急活動の検証及び研修等を行うこと。

陸こう

湾岸や海浜等を利用するため、人や車両が通行できるよう堤防等に設けた門扉。

臨港道路

湾岸の崖壁と主要道路を連結して、貨物、車輛の移動の円滑化を図るために整備された道路。

湾口防波堤

津波による湾内の水位上昇や流速を低減させることを目的として湾口部に設置された防波堤。

徳島県地震防災対策行動計画

編集・発行 徳島県危機管理局南海地震対策課
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
電話 088-621-2710
FAX 088-621-2849

HPアドレス 徳島県防災・危機管理情報「安心とくしま」
<http://anshin.pref.tokushima.jp/home/index.html>

E-Mail nankaijishintaisakuka@pref.tokushima.lg.jp
